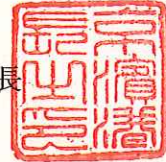


港長公示第 3-103 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 3 年 1 月 21 日

京 浜 港 長



京浜港東京区第 4 区若洲海浜公園東側海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 4 区若洲海浜公園東側海域において、転覆船の撤去準備作業が行われることから、付近航行船舶の安全を確保するため、下記により船舶（港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

令和 3 年 1 月 12 日「港長公示第 3-102 号」による航泊の禁止については、令和 3 年 1 月 22 日午前 8 時をもって、これを解除する。

記

1 期間

令和 3 年 1 月 22 日(金)午前 8 時から当面の間

2 区域 (別図参照)

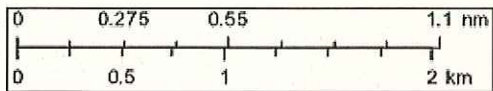
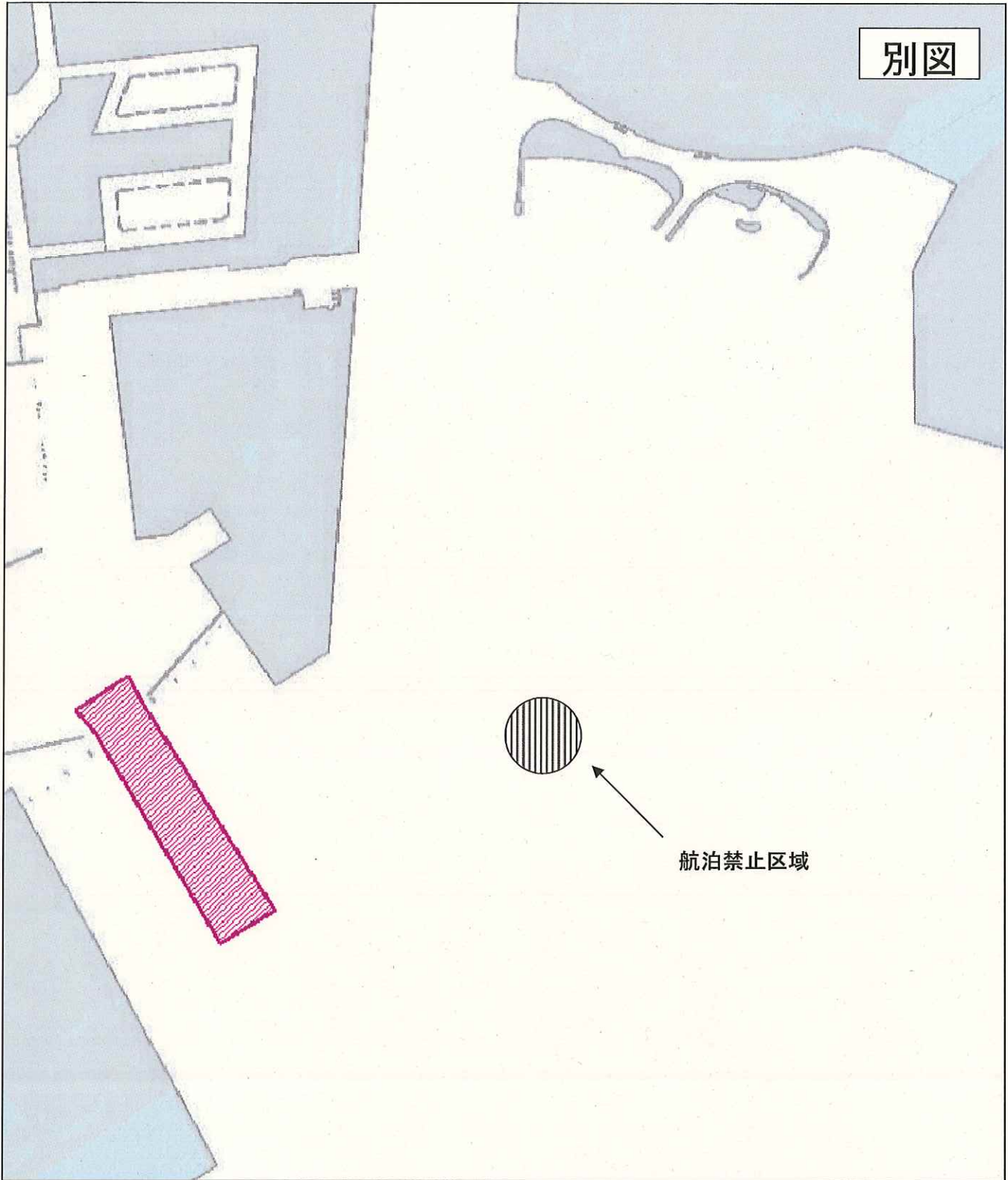
転覆船位置 (北緯 35 度 36.609 分 東経 139 度 51.068 分) を中心とする半径 200m の円内海域

3 備考

前記 2 の区域内には、警戒船、防除船及びクレーン付き台船が 1 隻ずつ配備されている。

前記 2 の区域内のクレーン付き台船の四方には、アンカー位置を示す灯浮標 (黄色、4 秒 1 閃光) が 4 基設置されている。

別図



凡例



航泊禁止区域